

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和9年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり 32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなければスキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることになる。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
総務大臣 林 芳正 殿
財務大臣 片山 さつき 殿
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿
農林水産大臣 鈴木 憲和 殿
国土交通大臣 金子 恒之 殿
衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿